

六 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行つたための装置を用いて、死体の内部を撮影して死因の原因を診断することをいふ。）その他死因究明のための科学的な調査の活用

七 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認に係るアーティベースの整備

八 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

2 死因究明等の推進に関する施策は、死因究明等に係る人材の育成、施設等の整備及び制度の整備のそれそれについて、前項の施策の総合性を確保しつつ、段階的かつ速やかに講ぜられるものとする。

第三章 死因究明等推進計画

第七条 政府は、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、前条に定める死因究明等の推進に関する基本方針に即し、講すべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた死因究明等推進計画を定めなければならない。

第四章 死因究明等推進会議

（設置及び所掌事務）

第八条 内閣府に、特別の機関として、死因究明等推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 死因究明等推進計画の案を作成すること。
二 前号に掲げるもののほか、死因究明等の推進に関する施策に関する重要な事項について審議するとともに、死因究明等の推進に関する法律の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

（組織）

第九条 会議は、会長及び委員二十人以内をもつて組織する。（会長）

第十条 会長は、内閣官房長官をもつて充てる。
3 2 会長は、会務を総理する。
会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第十一條 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 死因究明等に關し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

三 前項第一号の委員は、非常勤とする。

（資料提出の要求等）

第十二條 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 他必要な協力を求めることができる。

3 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（会議の運営の在り方）

第十三條 会議の運営については、第十一条第一項第一号の委員の有する知見が積極的に活用され、委員の間で充実した意見交換が集中的に行われることとなるよう、配慮されなければならない。

（事務局）

第十四条 会議の事務を処理させるため、会議に事務局を置く。

2 事務局は、会議の命を受けて、局務を掌理する。

（事務局）

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。（政令への委任）

第五条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 医療の提供に関する規定

第七条 医療の提供に関する法律

第八条 医療の提供に関する法律

第九条 医療の提供に関する法律

第十条 医療の提供に関する法律

第十一條 医療の提供に関する法律

第十二條 医療の提供に関する法律

第十三條 医療の提供に関する法律

第十四條 医療の提供に関する法律

（この法律の失効）

第一条 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三項の表に次のように加える。

一 死因究明等の推進効力を有する間

二 死因究明等の推進効力を有する間

三 死因究明等の推進効力を有する間

四 死因究明等の推進効力を有する間

五 死因究明等の推進効力を有する間

六 死因究明等の推進効力を有する間

七 死因究明等の推進効力を有する間

八 死因究明等の推進効力を有する間

九 死因究明等の推進効力を有する間

十 死因究明等の推進効力を有する間

十一 死因究明等の推進効力を有する間

十二 死因究明等の推進効力を有する間

十三 死因究明等の推進効力を有する間

十四 死因究明等の推進効力を有する間

十五 死因究明等の推進効力を有する間

十六 死因究明等の推進効力を有する間

十七 死因究明等の推進効力を有する間

十八 死因究明等の推進効力を有する間

十九 死因究明等の推進効力を有する間

二十 死因究明等の推進効力を有する間

二十一 死因究明等の推進効力を有する間

二十二 死因究明等の推進効力を有する間

二十三 死因究明等の推進効力を有する間

二十四 死因究明等の推進効力を有する間

二十五 死因究明等の推進効力を有する間

二十六 死因究明等の推進効力を有する間

（礼意の保持）

第二条 警察官は、死体の取扱いに当たっては、礼意を失わないよう注意しなければならない。

（遺族等への配慮）

第三条 警察官は、死体の取扱いに当たっては、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮をしなければならない。

（死体発見時の調査等）

第四条 警察官は、その職務に関する限り、死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告しなければならない。

第五条 警察署長は、前項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第六条 警察署長は、前項の規定による調査を実施するに当たっては、医師又は歯科医師に対し、立会い、死体の歯牙の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第七条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第八条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第九条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第十条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第十一条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第十二条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第十三条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第十四条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第十五条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第十六条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第十七条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第十八条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第十九条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第二十条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第二十一条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第二十二条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第二十三条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第二十四条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第二十五条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第二十六条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第二十七条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第二十八条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

第二十九条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は死没死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。